

## 総合支援資金

# 総合支援資金

## のしおり

総合支援資金は、生計中心者の失業などによって生計維持が困難となった世帯に対し、新たな仕事を探し生活再建を行う間の生活費など必要な費用を貸し付け、自立に向けた取り組みを支援することを目的とした制度です。

生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けることを要件としています。

### 生活支援費

- 生活再建までの間に必要な生活費用
- 貸付限度額 単身世帯／月額 15 万円以内 複数世帯／月額 20 万円以内  
失業前の賃金額等を勘案し、真に必要な金額
- 貸付期間 3 か月以内  
ただし、一定の条件を満たす場合は、住居確保給付金の支給要件に準じて延長が可能。延長した場合、最大 9 か月（※持家の場合は、最大 6 か月）

### 住宅入居費

- 敷金、礼金など、住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
- 住居確保給付金を申請している方が対象
- 貸付限度額 40 万円以内

### 一時生活再建費

- 公営住宅の家賃または公共料金を滞納し、滞納している料金を支払わなければ住居の退去を命じられる場合や、電気・ガス・水道が止められる場合に、その滞納している費用
- 転居のための運送費用や、転居に際して必要最低限の家具・電化製品等を購入する費用（住居確保給付金が決定している場合に限る）
- 貸付限度額 60 万円以内

## 貸付の対象となる世帯

次のすべての要件に当てはまる世帯

- (1) 生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けている、または受けることに同意していること
- (2) 生活維持が困難となっている低所得世帯（住居確保給付金の支給期間が終了している世帯は対象外）であること。ただし、失業給付や年金等の公的給付や公的貸付を受けている世帯は原則対象外。
- (3) 自らの就労収入によって6か月以上生計維持していた方（生計中心者）が、その仕事を離職してから2年以内であること
- (4) 本貸付及び関係機関の支援を受けることにより、自立した生活を営めることが見込まれること
- (5) 借入申込者または借入申込者の属する世帯に多額の負債がないこと
- (6) 借入申込者が65歳未満であること
- (7) 外国人の場合、現在地に6か月以上居住し、将来とも永住する確実な見込みがあること。また、日本語による読み（ひらがなが読める）書き（ローマ字で書ける）ができる者であること

## 申し込み方法

- 相談・申し込みは、居住地または居住予定の市町社会福祉協議会（市町社協）になります。
- 生活困窮者自立支援法に基づく支援を受ける必要があります。

## 連帯保証人・貸付利率・据置期間・償還期間

- (1) 原則、次の要件に該当する1名の連帯保証人が必要です。
  - 借受人と別世帯で、原則、静岡県に居住している者
  - 保証する世帯の生活の安定に熱意を有する者
- (2) 連帯保証人を立てる場合は無利子です。連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後、年1.5%の貸付利子が付きます。
- (3) 据置期間は、貸付終了後3か月以内です。
- (4) 償還期間は10年以内で、65歳までに償還完了することが条件です。ただし、65歳を超えて確実な就労が約束されている者については退職日までとします。

## 借入申込に必要な書類

- (1) 借入申込には、「借入申込者」「連帯保証人」それぞれについて、申請要件の事実を証明する書類が必要です。(裏面の「借入申込みに必要な書類一覧」を参照してください。)
- (2) 書類は「コピー可」とされているものを除き、原本を提出してください。
- (3) 提出書類が重複する場合、当該書類1部の提出で構いません。
- (4) 書類は、発行元の住所や電話番号が記載されたものでなければ無効となります。(公的機関が発行するものを除く)
- (5) 審査のため、書類発行元に内容確認を行う場合があります。
- (6) 申込内容によっては、「借入申込に必要な書類一覧」に掲げるもの以外に提出を求める場合があります。
- (7) 審査のために提出された書類は、貸付審査の結果にかかわらず返却しません。

## 貸付審査

- (1) 市町社協において面談、申請手続き、書類等の確認後、静岡県社会福祉協議会(県社協)で申請書を受理し、審査を行います。
- (2) 審査において、借入申込者(世帯員含む。)の勤務確認や意志確認など、申請内容を再度確認する場合があります。
- (3) 生活支援費の貸付月額、償還能力、所得課税証明書等から推定される従前の収入月額、世帯全員の現在の収入(就労収入、年金等)等により決定します。
- (4) 住宅入居費の貸付額は、「入居予定住宅に関する状況通知書」に記載された初期費用と同額となります。  
ただし、手付金等を支払い済みの場合は、その相当額を減額します。
- (5) 生活支援費の貸付月額及び一時生活再建費の貸付額は千円単位(千円未満切捨て)とします。
- (6) 家賃・公共料金の滞納分について一時生活再建費による貸付を希望する場合、生活に支障をきたす部分のみが対象となります。
- (7) 一時生活再建費で、転居に際して必要な家具・電化製品等を購入するために借入する場合は、必要最低限の物品に限ります。商品の単価が高価なもの、不必要なサイズ・容量の家電や家具、必需品とは言い難い物品、既に所有している物品の買い替えは貸付対象とは認められません。
- (8) 申請内容に虚偽や真実でない点があった場合には、今後本資金に関する一切の申込が不可能となるだけでなく、法的措置をとる場合があります。

## 貸付の決定

- (1) 審査により貸付の必要性が認められた場合は、貸付を決定します。  
ただし、資金の使途や償還能力等を勘案して、申込金額より減額して決定する場合があります。
- (2) 貸付決定（不承認）した場合は、借入申込者に貸付決定（不承認）通知を送付します。なお、不承認となった場合、その理由は公表しません。
- (3) 貸付を決定した場合は、「借用書」により貸付契約を締結します。

## 資金の交付方法

- (1) 初回の送金は、県社協が借用書及び契約時に必要な書類を受理後、原則5日以内に送金します。
- (2) 生活支援費と一時生活再建費は、借用書に記載された本人名義の口座に送金します。住宅入居費は、申込時に添付する「入居予定住宅に関する状況通知書（コピー）」に記載された不動産媒介業者等の口座へ送金します。
- (3) 臨時特例つなぎ資金の貸付を合わせて受けている場合には、生活支援費の送金分からつなぎ資金の返済分を差し引き、減額して送金します。
- (4) 生活支援費の2回目以降は、毎月15日（金融機関が休業日の場合は前営業日）に月額を送金します。  
※毎月5日までに「自立支援計画③相談支援の状況及び取組の進捗状況」を提出してください。

## 貸付期間の延長について

- (1) 生活支援費は、状況により貸付期間を延長することができます。ただし、最大で合計9か月までとなります。また、住居確保給付金受給状況により、貸付期間の制限を設けています。
- (2) 貸付期間の延長には、当初の貸付と同様に審査がありますので、審査により承認されない場合もあります。
- (3) 貸付期間の延長をする場合は、すでに決定している貸付の償還計画よりも増額して返済することとなるため、十分に留意してください。
- (4) 貸付期間の延長の申し込みは、当初の申し込み窓口となった市町社会福祉協議会で行います。

### 他の雇用・生活支援制度との関連

- (1) 住居確保給付金が中止された場合には、その時点で貸付契約も終了し、以後の送金を停止します。  
※職業訓練受講給付金を受ける場合、受給期間中は貸付を中断します。
- (2) 失業等給付、生活保護、年金等を受けている者は、この貸付を受けることはできません。また、失業等給付の受給資格がある場合にも貸付できません。
- (3) 職業訓練受講給付金を受けている者は、この貸付を受けることはできません。

### 届出義務について

- (1) 借受人及び連帯保証人に以下のような事由が発生した場合は、市町社協まで速やかに連絡してください。なお、それら事由を証明する書類も提出してください。
  - 住所、氏名を変更したとき
  - 生活支援費の貸付期間中に就職等の理由で、貸付がなくなるとき
  - 借受人の状況に著しい変化（死亡、破産、長期療養、生活保護受給等）があったとき
  - 住居確保給付金等の給付状況に変更（減額、給付停止等）があったとき
  - 職業訓練受講給付金等の公的給付・貸付制度の利用が決定したとき
  - 連帯保証人の状況に著しい変化（死亡、行方不明、失業、破産等）があったとき
- (2) 届出義務を怠った場合には、それ以降の送金を停止します。また、契約を終了する場合があります。

### 償還について

- (1) 据置期間後、毎月 27 日（土・日・祝日の場合は、翌営業日）に借受人の指定金融機関口座から「借用書」の約定により償還していただきます。
- (2) 計画どおりに償還されない場合は、督促状を送付するとともに、法的措置をとる場合があります。  
最終償還期日までに償還完了しなかった場合、残りの元金に対して年 5%の延滞利子が加算されます。
- (3) 貸付金は、償還期限内であれば、いつでも繰上償還することができます。

借入申込みに必要な書類一覧

【本人確認及び他の雇用・生活支援制度の利用状況が分かる書類】

| 提出書類 |  |                  |
|------|--|------------------|
| 1    | <input type="checkbox"/> 運転免許証<br><input type="checkbox"/> 健康保険証<br><input type="checkbox"/> パスポート(外国人は必須※世帯全員分)<br><input type="checkbox"/> 在留カード(外国人は必須※世帯全員分)<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(顔写真付き)<br><input type="checkbox"/> 障害者手帳等 | } いずれか1つ<br>コピー可 |
| 2    | <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)  | 原本               |
| 3    | <input type="checkbox"/> 住居確保給付金申請書(福祉事務所等の受付印押印のもの)<br><input type="checkbox"/> 住居確保給付金対象者証明書<br><input type="checkbox"/> 住居確保給付金決定通知書(資金交付時まで必須)   | } いずれか1つ<br>コピー可 |
| 4    | <input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援事業利用申込書  | コピー可             |
| 5    | <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書   | 原本               |

【世帯の収支状況が分かる書類】

| 提出書類 |   |      |
|------|---|------|
| 1    | <input type="checkbox"/> 所得課税証明書または源泉徴収票(収入のある者全て)  | 原本   |
| 2    | <input type="checkbox"/> 給与明細(収入のある者全て)<br><input type="checkbox"/> 預金通帳(世帯全員分)<br><input type="checkbox"/> 離職証明書・廃業届<br><input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証 など | コピー可 |
| 3    | <input type="checkbox"/> 光熱水費など、毎月の生活費がわかるもの<br><input type="checkbox"/> 負債総額、毎月の返済額がわかるもの  | コピー可 |

【住宅入居費の借入を申し込む場合】

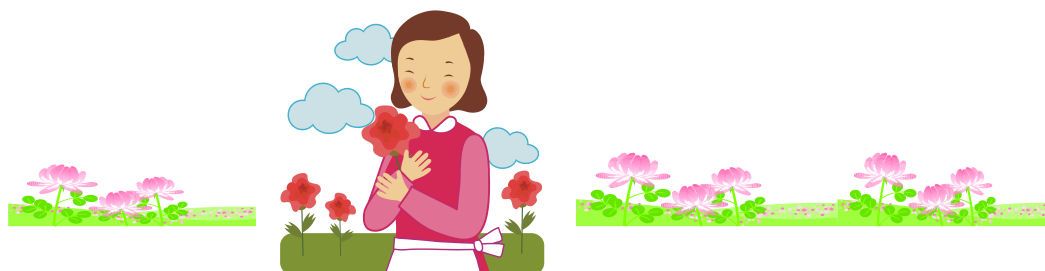
| 提出書類 |   |      |
|------|---|------|
| 1    | <input type="checkbox"/> 入居予定住宅に関する状況通知書            | コピー可 |
| 2    | <input type="checkbox"/> 停止条件付不動産賃貸借契約書（資金交付時までに必須） | コピー可 |
| 3    | <input type="checkbox"/> 住居確保給付金対象者証明書（再掲）          | コピー可 |

【一時生活再建費の借入を申し込む場合】

| 提出書類 |   |      |
|------|---|------|
| 1    | <input type="checkbox"/> 必要費用の総額が明らかになるもの（見積書等） | コピー可 |

【連帯保証人分】

| 提出書類 |  |    |
|------|--|----|
| 1    | <input type="checkbox"/> 所得課税証明書または源泉徴収票 | 原本 |
| 2    | <input type="checkbox"/> 住民票の写し          | 原本 |
| 3    | <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書         | 原本 |



○申込み・相談窓口

お住まいの市町社会福祉協議会へ

または、

社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 生活支援部  
 静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内  
 TEL 054-254-5244